

知的財産関連ニュース報道 (韓国版)

<2015年12月>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
韓国弁理士 金 成鎬

12月には、韓国で2016年1月1日から始まる、特許侵害訴訟の2審の管轄が現在の高等裁判所から特許裁判所に集中される所謂「管轄集中」に関する議論を扱った記事を紹介する。なお、韓国の大手法律事務所が、受任倫理違反を行ったとして話題になっている事件を扱った記事を紹介する。

23日付電子新聞によると、12月16日に開かれた「韓国知識財産学会・産業技術保護専門委員会・情報通信技術振興センター共同セミナー」において、2016年から特許裁判所が特許侵害訴訟を集中管轄するが、仮処分抗告は現在のように高等裁判所が続けて扱うことが指摘された。韓国特許裁判所の管轄集中の適用対象は、民事本案事件であり仮処分事件は除外された。この場合、特許侵害事件が発生した場合、本案審理より仮処分事件の割合が大きくなって、特許裁判所の管轄集中の効果が半減する可能性が高い。同セミナーでアン・ウォンモ弘益大学教授(法学)とグォン・テクス法務法人太平洋の弁護士は、「特許裁判所の管轄集中は利点が多いと思う」とし、「仮処分抗告が特許裁判所に移管されていないのは残念だ」と口をそろえた。アン教授は、「特許侵害事件は、本案審理より仮処分事件でおおかた激しく争って、仮処分事件で終結される場合が多い」と指摘した。グォン弁護士も、2016年から、特許裁判所が特許侵害訴訟を集中管轄すれば、「一部の訴訟代理人が仮処分申請・抗告に特許侵害訴訟を誘導する可能性が高い」と予想した。ハン・ギュヒョン特許裁判所首席部長判事は、討論の前の発表で、「大田(テジョン)特許裁判所まで出向かなければならない司法接近性などを考慮して、立法過程で仮処分抗告が管轄集中の対象に含まれていないものと推定される」とし、「代わりに民事本案1審の管轄集中の効果はあるだろう」と述べた。特許侵害訴訟の本案

審理を5つの地裁で進める場合、その地裁で仮処分事件の処理が可能となり、管轄集中の効果があるという意味だ。なお、特許侵害訴訟の1審を5つの地裁に配置した点も弱点として指摘された。アン教授は、経験が多く、技術をよく理解する裁判官を5つの地裁に均等に配置できなければ、判決の一貫性は半減されるしかないと指摘した。特許裁判所の管轄集中で、「特許審判院-特許裁判所-最高裁」と「地裁-高裁-最高裁」に分かれていた特許紛争が、それぞれ特許審判院(行政)と5つの地方裁判所(司法)を経た後、「特許裁判所-最高裁」に簡素化され、「判断の不一致」の懸念を大幅に解消し、「迅速な裁判」も期待できるようになったが、判決の一貫性を向上させるには、1審裁判所の数をさらに減らすべきだったという意味である。2005年、知的財産高等裁判所を設けた日本は、1審裁判所を東京と大阪地裁の2カ所の管轄に集中した。判決を助ける技術審理官と技術調査官を5つの地裁に適切に配置することも懸念事項である。現在、特許裁判所が契約職として募集している技術調査官も選抜に難渋していることが分かった。大田特許裁判所の管轄集中の適用対象は、特許、実用新案、デザイン、商標、品種保護の5つの民事本案事件である。民事仮処分事件と刑事事件は担当しない。1審はソウル中央、大田、大邱、釜山、光州地裁など5カ所で、2審はすべて特許裁判所で管轄する。1審で、ソウル中央地裁は選択的に重複管轄することが可能である。

29日付ソウル経済によると、日本の電子部品製造メーカーであるM社は、去る2006年からキム&チャンの助けを借りて韓国で特許を出願して登録してきたが、2015年4月にM社が韓国企業のA社を相手に提起した特許権侵害禁止請求訴訟で、キム&チャンがA社の代理人として名乗り出て、論難を生んで

いる。M社は、利害衝突(conflict)の可能性を主張したが、これも受け入れられなかったため、今回の論難は、法務法人(法律事務所)の受任倫理問題に拡大する兆しを見せている。法曹界の一部では、これと関連して、最近の法律市場の競争が激しくなり、国内最大の法律事務所であるキム&チャンさえ無理に事件を受任したではないかという指摘が出ている。28日、法曹界と産業界によると、日本の電子部品メーカーのM社は最近、ソウル地方弁護士会にキム&チャンの懲戒を申し立てる陳情書を提出した。受任倫理を守らなかったという理由からだ。M社が今までキム&チャンに委任した特許出願は、合計74件で、このうち13件は、キム&チャンが最近まで登録手続きを進めていたが他の法律事務所に業務が移った。M社は、特許出願業務の他にも、キム&チャンを立てて韓国国内での特許訴訟を進めたこともある。そんな中、2015年4月にM社が韓国国内企業A社を相手に提起した特許権侵害禁止請求訴訟でキム&チャンがA社の代理人として名乗り出て、問題が浮上した。法律事務所は、事件を受任するときの事件当事者の過去の受任内容などを詳しく調べる「コンフリクトチェック(conflict check)」を実施する。既存に事件を受任したり助言したことがある顧客を攻撃する訴訟に参加し、利害関係が衝突する状況を避けるためだ。M社は、これらのコンフリクトの問題でキム&チャンに異議を申し立てたものの、思わしくなく、弁護士団体に陳情書を提出することになった。M社の関係者は、「キム&チャンに

業務の関連性があるという点を強く主張したが、「法的に問題がない」との回答だけだった」と説明した。M社は、訴訟対象である特許が、キム&チャンが出願を助けた特許の延長線上にあり、特許出願弁理士と訴訟弁護士が異なっても、弁護士法では、同じ法律事務所の所属であれば一つの弁護士として見るので、今回の受任は明らかに利害関係が衝突すると指摘した。しかし、キム&チャンの主張は異なっている。その事件を受任した当時、コンフリクトチェックを実施したが、問題がないと判断してA社を弁護することに決定したということだ。キム&チャンの関係者は、「M社が訴訟を起こした特許は、キム&チャンが出願したものではなく、過去に出願した特許と技術的関連性もない」とし、「出願業務をしていた弁理士と訴訟を扱う弁護士とが異なる上、業務内容を共有してもいないので、法的に何の問題もない」と強調した。これに対して業界では、「無理な受任」が論難を呼んだという反応が出ている。ある大型ローファームの弁護士は、「法的に問題がなくても、既存の顧客の利害と相反する事件は引き受けないのが慣行」とし、「顧客が直接抗議した場合、ほとんどが受任を取り消す」と述べた。他の弁護士は、「倫理規定が厳格な英米では、大きな問題にもなりうる事案」とし、「受任環境が厳しくなったとしても論難の余地がある事件を受任することは、商道に反する問題」と指摘した。ソウル地方弁護士会は、近いうちに双方の主張を聞く予備調査を経て、正式調査に入るかどうかを決定する計画である。

《訴訟関係》

- ▲サムスン電子とアップルは、サムスン電子が、特許侵害と関連して、アップルに6,382億ウォンに及ぶ賠償金を支払う内容を盛り込んだ合意書を12月4日、米国カリフォルニア州サンノゼ裁判所に提出した。(8日 朝鮮)
- ▲8日、業界によると、「ツインスタ」(ベーリンガーインゲルハイム)、「バイトリン」(MSD)、「アボダート」(GSK)、「ランタス」(サノフィ)、「イレッサ」(アストラゼネカ)、「ジョインス」(SKケミカル)、「タミフル」(ロシュ)、「タルセバ」(ロシュ)などの年間売上100億ウォン以上の「ブロックバスター」級の薬物特許が2016年韓国で満了になる。2016年特許が解除されるオリジナル医薬品の市場規模は3,400億ウォンで、一部の製薬会社は市場の先占のための準備作業に入ったことが分かった。(9日 マネ)
- ▲LED専門企業のソウル半導体は12月5日、米国TV製造メーカーのカーティス(Curtis)社から特許ロイヤリティを受け取って訴訟を終結させることで合意するなど、米国・日本メーカーとの特許訴訟で相次いで勝利したと12月8日明らかにした。(9日 朝鮮)
- ▲12月10日、韓国ゲーム業界によると、「ゲームアンドテクノロジー(Game and Technology)」と呼ばれる国内特許専門管理会社は、最近、米国テキサス州裁判所にブリザード、ライオット・ゲームズ、バルブ、ウォーゲーミングなどのグローバルゲーム社を相手に特許侵害差止と損害賠償訴訟を提起した。

(11日 ソ経)

- ▲サムスン電子が14日(現地時間)、米国最高裁判所にアップルとの特許侵害損害賠償事件の上告を許可してほしいと申請した。(16日 東亜)
- ▲アップルは23日(現地時間)、カリフォルニア州北部連邦地方裁判所に、「2012年に陪審員が損害賠償を決定した後も、サムスンが、その電子機器5種を引き続き売って利益を得たので、その利益にも賠償をせよ」という訴状を提出した。(29日 朝鮮)
- ▲日本の電子部品製造メーカーであるM社は、去る2006年からキム&チャンの助けを借りて韓国で特許を出願して登録してきたが、2015年4月にM社が韓国企業のA社を相手に提起した特許権侵害禁止請求訴訟で、キム&チャンがA社の代理人として名乗り出て、論難を生んでいる。(29日 ソ経)

《立 法》

- ▲韓国公正取引委員会は12月16日、「知識財産権の不当な行使に対する審査指針改正案」を設けて行政予告したと明らかにした。(17日 ア経)
- ▲12月16日開かれた「韓国知識財産学会・産業技術保護専門委員会・情報通信技術振興センター共同セミナー」において、2016年から特許裁判所が特許侵害訴訟を集中管轄するが、仮処分抗告は現在のように高等裁判所が続けて扱うことが指摘された。(23日 電子)

《行 政》

- ▲韓国特許庁と韓国未来創造科学部は去る4日、「第4回特許観点の未来有望技術カンファレンス」を持ち、6大産業分野の未来の収入源技術として選定された60件の技術を発表したと明らかにした。公開された技術は、ディスプレイ、情報通信・メディア、半導体、陸上輸送、製造基盤、電力・原子力など6大産業分野別に10件ずつ合計60個である。(8日 デジ)
- ▲10日、韓国特許庁によると、来年の韓国特許庁予算が、今年より0.3%増加の5千253億ウォンに編成された。来年の予算は、知的財産基盤の創造経済具現のために高品質審査・審判サービスの提供、海外知財権の保護、研究開発(R&D)効率性の向上のための投資に重点をおき、審査・審判業務支援に必要な予算は、今年より5.4%増額された806億ウォンに編成した。(11日 連合)
- ▲韓国のLSグループのク・ジャヨル会長が13日、国家知識財産委員会の委員長に委嘱された。2011年7月発足したこの委員会は、大統領直属の国家知識財産政策審議機構として、長官など政府委員13名と民間委員20名から構成される。(15日 朝鮮)
- ▲韓国産業通商資源部と中小企業庁は、産業技術保護委員会の審議を経て、「産業技術流出防止および保護に関する総合計画(2次)」と「中小企業技術保護支援計画」を確定したと14日明らかにした。(15日 毎経)
- ▲韓国特許審判院は、最近6年間に企業で開発した20件のデザイン登録が事前公開などの理由で登録無効になったことが集計されたと15日明らかにした。登録無効になったデザインのうちには、内部職員の故意やミスでインターネットにデザインが事前に公開された場合が11件でもっとも多く、取引先など第三者によって公開された場合が5件、展示会やチラシなどを通じて公開された場合が4件を占めた。(16日 京郷)
- ▲12月20日、韓国特許庁によると、韓国に出願した特許を台湾に再び出願する場合、2016年1月1日から別途の優先権証明書類の提出がなくても、韓国出願日をそのまま台湾出願日として認められるようになる。(22日 ソ経)
- ▲韓国特許庁が22日発表した、最近5年間の政府R&D事業で創出された特許成果の量的・質的水準と活用実態、管理の現況等を調査・分析した結果によると、政府研究開発課題(R&D)で創出された特許の量的成果および技術移転件数が続けて増加しているが、質的水準は国内に出願された外国人らの特許に比べて低く、技術移転規模もやはり小さくなく、改善が必要なことが分かった。(23日 マネ)
- ▲22日、韓国金融委員会と産業銀行によると、「韓国型パテント・トロール」と呼ばれる特許管理金融会

社(NPE)ファンドが、来年初めからサムスン電子や中小・中堅企業の基本特許100件余りに対する直接投資に乗り出す計画である。(23日 毎経)

- ▲韓国特許庁は、2016年から審査官が使用しているもの同一の検索エンジンを、一般国民を対象に提供している「特許情報ネット キプリス(KIPRIS)」に導入し、一般国民の知的財産情報に対する検索の正確性を高めるとともに検索速度を改善すると12月28日明らかにした。(29日 毎経)
- ▲韓国教育部と韓国研究財団が28日発刊した、全国425の情報公示対象大学の産学協力活動の現況と成果を調査・分析した「2014大学産学協力活動調査報告書」によると、最近5年間に大学と企業間の技術移転が2倍に増加し、これに伴い大学の技術移転収益も約1.5倍増加したことが分かった。(29日 ファ)
- ▲韓国特許庁は、米国・中国・日本・欧州商標庁など主要な海外の国家で認めている商品名称を、特許庁ホームページにて出願人が商標出願段階から容易に探すことができるように、これと関連した情報を2016年1月1日から提供すると12月30日明らかにした。(31日 ファ)

《その他》

- ▲世界的法律専門誌「アジア・リーガル・ビジネス(ALB)」最新号によると、「アジア10大ローファーム」ランキングのうち、中国系ローファームが9つを席卷していることが分かった。(2日 韓経)
- ▲12月2日、韓国の特許関連業界によると、特許出願に必要な先行技術調査と特許維持年金の管理などを専門的に担当する企業が成長している。(3日 ファ)
- ▲ノーベル物理学賞受賞者として青色発光ダイオード(LED)を世界で初めて発明した中村修二カリフォルニア大学教授は12月3日、ソウルで開かれた「知的財産保護特別講演会」を通じて、「韓国や日本はまだIPを管理する法体系が定着していないものと理解しているが、米国のようにIPの価値を認めてくれる法体系を備えて、企業と国家の競争力を育てるべきだ」とし、知的財産権の重要性を強調した。(4日 マネ)
- ▲青色LEDを世界で初めて開発し、昨年ノーベル物理学賞を受賞した中村修二カリフォルニア大学教授は、12月3日午前、ソウルで開かれた「知的財産保護特別講演会」において、UVLEDの重要性を繰り返し強調した。中村教授は、韓国でもLED市場が徐々に大きくなるものと予想した。(4日 毎経)
- ▲データジャーナリズム専門媒体であるスクープ(Scoop)によると、12月11日現在、サムスンの米国特許登録件数は7,679件で、IBM(7,005件)を抜いて1位を占めた。サムスは、デザイン特許分野でも1位を占めた。(15日 マネ)
- ▲22日、韓国証券取引所と金融投資業界によると、2015年一年間、製薬・バイオ・化粧品株の株価は、特許取得に最も敏感に反応した反面、通信や部品株は相対的にそれほど影響を受けなかったことが分かった。(23日 ファ)

※媒体の正式名称(発行社)

朝鮮：朝鮮日報(朝鮮日報社)、東亞：東亞日報(東亞日報社)、中央：中央日報(中央日報社)、ハン：ハンギョレ新聞(ハンギョレ新聞社)、世界：世界日報(世界日報社)、京郷：京郷新聞(京郷新聞社)、釜山：釜山日報(釜山日報社)、毎経：毎日経済新聞(毎日経済新聞社)、韓経：韓国経済新聞(韓国経済新聞社)、ア経：アジア経済新聞(アジア・メディア・グループ)、電子：電子新聞(電子新聞社)、法律：法律新聞(法律新聞社)、韓国：韓国日報(韓国日報社)、ファ：ファイナンシャルニュース(ファイナンシャルニュース新聞社)、イー：イートゥデイ(イートゥデイ社)、ヘ経：ヘラルド経済(ヘラルド社)、エ経：エネルギー経済(エネルギー経済社)、朝ビ：朝鮮ビズ(朝鮮経済社)、マネ：マネートゥデイ(マネートゥデイ社)、デジ：デジタルタイムス(文化日報社)、アジ：アジアトゥデイ(アジアトゥデイ社)、ニュ：ニュース1(ニュース1社)、ヘル：ヘルスコリアニュース(ヘルスコリアニュース社)、連合：連合ニュース(連合ニュース社)、ソ経：ソウル経済新聞(ソウル経済新聞社)